

係わる。合に船に附して前去せしむべし。理として合に移咨すべし。煩わくは、就ち属に行して回郷住坐し便益ならしめんことを。咨して施行を請う。須らく咨に至るべき者なり。

右、礼部に咨す

宣徳六年（一四三二）九月初六日

咨

注（1）火長 伙長に同じ。船長あるいは航海長をさす。琉球では後に、航海の際に儀礼的、宗教的分野を担当する傾向が生じた

（高瀬恭子「歴代宝案第一集における火長について」『東南アジアの歴史と文化』一二、一九八三年）。

（2）長楽県十八都 長楽県は閩江口の南にある県。都は末端の行政区画。

（3）梢水 水夫、船乗り。当時、一般には梢水と書かれることが多い。

（4）欽報 上命により赴かせること。

1-16-20

国王尚巴志より礼部あて、海船賜与に謝して進貢する咨

（一四三二、八、一六）

琉球国中山王尚（巴志）、謝恩等の事の為にす。

今、各件の事理を將て合行に開坐し移咨すべし。施行せよ。須らく咨に至るべき者なり。

計二件

一件、謝恩の事。近ごろ、使者佳期巴那等の告に拠るに称すらく、本国の差を蒙り、表文を齎捧し、船を駕して方物を装載し、京に赴きて宣徳五年（一四三〇）の万寿聖節を慶賀せしむるに係わる。本船、駕使に堪えざるに縁り、欽んで福建に於て海船一隻を換与するを蒙り、国に到る、と。又、使者由南結制等の告に拠るに称すらく、宣徳六年の間、差わされて船隻を駕し、表文・方物を齎捧して京に赴き謝恩す。本船、駕用に堪えざるに縁り、欽んで福建に於て海船一隻を撥するを蒙り、国に到る、と。告に拠り前事を参照するに、理として合に通行すべし。今、使者物志麻を遣わし、使者均周佳結制等と共に、表箋文各一通を齎捧し、及び猛字等号海船二隻に坐駕し、馬五十四・硫黄五千七百斤を装載して京に赴き、謝恩し進貢せしむ。咨して施行を請う。

一件、番貨の事。照得するに、同に差わす使者均周佳・通事李教の駕去する船隻の所有の附搭の蘇木は、煩わくは奏して絹匹等の物を給価せんことを。誠に便益と為さん。咨して施行を請う。

右、礼部に咨す

宣徳七年（一四三二）八月十六日

差船二隻

一隻 使者・通事の梁振・物志麻結制 馬二十五匹・硫黄

一万斤小、官報五千七百斤を進む

一隻 使者・通事の李教・均周佳 馬二十五匹を進む

咨

注 (1) 佳期巴那 『明実録』宣徳五年九月癸丑・十月甲戌の各条に入朝し、綵幣の他に鈔二万余錠を賜わった記事がある。

(2) 由南結制 『明実録』宣徳六年八月辛亥・九月丁卯の条に入朝と頒賜を受けた記事がある。

(3) 物志麻 『明実録』宣徳八年五月乙卯・辛酉の条に物志麻結制の入朝と頒賜の記事がある。

(4) 梁振 吳江梁氏の家譜に名のみ記されている(『家譜(二)』七五三頁)。

(5) 官報 持参の朝貢品を中国側に正式に報告する数量。なお(一六〇一)注(14)、今報ず、を参照。

1-16-21

国王尚巴志より礼部あて、海船賜与に謝して進貢する咨

(一四三四、三、〇)

琉球国中山王尚巴志、見げんに謝恩等の事の為にす。

今、各件の事理を將て合行あさに開坐し移咨すべし。施行せよ。須らく咨に至るべき者なり。

計件

一件、謝恩の事。近ごろ、使者漫泰来結制・通事林惠等の告に拠るに称すらく、遣を蒙り表文・方物を齎捧して京に赴き、宣徳七年(一四三二)の正旦令節を慶賀す。本船損壞し駕使に堪えざ

るに縁より、欽んで福建に於て海船一隻を撥与するを蒙りて国に到る、と。又、長史郭祖每・程安等の告に拠るに称すらく、宣徳六年、遣を蒙り表文・方物を齎捧し、欽差の内官柴山等の船に附搭して京に赴き謝恩す。衣服等の件を欽賞せられ、並びに海船一隻を福建に於て撥与するを賜わり、領駕して国に到る、と。使者阿蒲察都・通事李同保等の告に随拠するに称すらく、宣徳七年、遣を蒙り、表文・方物を齎捧して京に赴き進貢す。原駕の本船損壞し修理に堪えざるに縁より、欽んで浙江都司金郷衛ていに於て海船一隻を撥与するを蒙り、領駕して国に到る、と。此れに随い前事を参照するに、理として合に通行すべし。今、使者楊布勃也等を遣わし、使者魏古渥制等よと共に表箋文各一通を齎捧し、及び義字等号海船二隻に坐駕して、馬三十四・硫黄二万五千斤を装載し、京に赴き謝恩し進貢せしむ。咨して施行を請う。

右、礼部に咨す

宣徳九年(一四三四)三月 日

咨

一隻巴年之船使者楊布勃也・通事蔡讓に係わる
馬二十四・硫黄五千斤

一起二隻

一隻小梯那之麻魯使者魏古渥制・通事陳康に係わる
馬十五匹・硫黄一万斤